

商品装飾展示技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成15年3月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級商品装飾展示技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
制定 昭和59年度 改正 平成14年度
2. 2級商品装飾展示技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
同 上
3. 3級商品装飾展示技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
制定 平成9年度 改正 平成14年度

1 1級商品装飾展示技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

商品装飾展示の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 商品装飾展示一般</p> <p>ビジュアルマーチャンダイ ジニング</p> <p>商品の販売促進計画</p> <p>商品装飾展示が行われる業 態、業種及びそれらの特徴</p> <p>展示場所の種類、特徴及び 使用方法</p> <p>売場の構成及び機能</p>	<p>ビジュアルマーチャンダイジニング（VMD）に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) マーチャンダイジニング（MD）</p> <p>(2) ビジュアルプレゼンテーション（VP）</p> <p>(3) ポイントオブセールスプレゼンテーション（PP）</p> <p>(4) アイテムプレゼンテーション（IP）</p> <p>1 販売促進の方法及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 販売促進に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 販売計画 (2) 催事計画 (3) その他</p> <p>次に掲げる商品装飾展示が行われる業態、業種及びそれらの特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ショッピングセンター (2) 百貨店</p> <p>(3) スーパー (4) 専門店 (5) 一般小売店</p> <p>(6) メーカー及び問屋 (7) その他</p> <p>次に掲げる展示場所の種類、特徴及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ショーウインドウ (2) ステージ (3) 壁面</p> <p>(4) 柱 (5) シーリング（天井空間） (6) テーブル</p> <p>(7) ショーケース (8) 棚 (9) ゴンドラ</p> <p>(10) ワゴン (11) その他</p> <p>売場の構成及び機能に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 売場構成に関する事項</p> <p>イ 什器 ロ 器具 ハ 照明 ニ 小道具</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 商品装飾展示法</p> <p>商品装飾展示の基礎知識</p> <p>商品装飾展示のデザイン</p> <p>商品装飾展示に使用する用具、用材の種類、用途及び使用方法</p> <p>装飾展示の方法</p>	<p>(2) 売場機能に関する事項 イ 導線 ロ 配置 ハ 空間構成</p> <p>1 商品装飾展示の用語について詳細な知識を有すること。 2 商品特性について詳細な知識を有すること。 3 商品装飾展示の基礎知識に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 消費動向 (2) ライフスタイル (3) ファッション動向 (4) 購買行動</p> <p>1 デザインの基礎に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 造形の要素 (2) 造形の様式 (3) 色彩の機能及び効果 (4) 照明の機能及び効果 (5) 視覚の法則</p> <p>2 プラン及びデザインに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) プラン及びデザインに関する図面の読図 (2) 使用記号 (3) 商品特性の表現 (4) イメージスケッチ (5) 作業プランの作成及び段取り (6) 見積り (7) 商品等のセレクト</p> <p>1 次に掲げる商品装飾展示に使用する用具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) ガンタッカー (2) ニッパー (3) ペンチ (4) 金づち (5) はさみ (6) カッター (7) メジャー (8) ピンクッション (9) スケッチ用具 (10) その他</p> <p>2 次に掲げる商品装飾展示に使用する用材の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) ピン (2) テグス (3) 接着剤 (4) テープ (5) クリップ (6) 紙 (7) その他</p> <p>次に掲げる装飾展示の方法について詳細な知識を有すること。 (1) ピニング (ピンワーク、ピンナップ) (2) テグスワーク (3) パディング (4) ハンギング (5) レイダウン (置き方) (6) 包装 (7) その他のフォーミング</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 材 料 商品装飾展示に使用する材料の種類、用途及び使用方法</p> <p>4 関係法規 消防法（昭和23年法律第186号）関係法令、建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令、著作権法（昭和45年法律第48号）関係法令、製造物責任法（平成6年法律第85号）関係法令及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）関係法令のうち、商品装飾展示に関する部分</p> <p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 商品装飾展示作業 スケッチ デザイン</p>	<p>次に掲げる商品装飾展示に使用する材料の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 布 (2) リボン (3) ロープ (4) 紙 (5) その他</p> <p>1 デザインの知的財産権について一般的な知識を有すること。 2 次に掲げる法令のうち、商品装飾展示に関する部分について一般的な知識を有すること。 (1) 製造物責任法 (2) 消防法 (3) 建築基準法 (4) 大規模小売店舗立地法</p> <p>1 商品装飾展示作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 用具の危険性及び取扱い方法 (2) 作業手順 (3) 作業開始時の点検 (4) 整理整頓及び清潔の保持 (5) 事故時等における応急措置及び退避 (6) その他商品装飾展示作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（商品装飾展示作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 ビジュアルプレゼンテーションの立案ができること。 2 一点透視図及び平面図が書けること。</p> <p>商品装飾展示のデザインができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
装飾展示	<ol style="list-style-type: none"> 1 商品特性に基づくプレゼンテーションができること。 2 ピニング（ピンワーク、ピンナップ）、テグスワーク、パディング、ハンギング、レイダウン、その他のフォーミング等による商品のビジュアルプレゼンテーションができること。

2 2級商品装飾展示技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

商品装飾展示の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 商品装飾展示一般</p> <p> ビジュアルマーチャンダイ ジング</p> <p> 商品の販売促進計画</p> <p> 商品装飾展示が行われる業 態、業種及びそれらの特徴</p> <p> 展示場所の種類、特徴及び 使用方法</p> <p> 売場の構成及び機能</p>	<p> ビジュアルマーチャンダイジング（VMD）に関し、次に掲げる 事項について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) マーチャンダイジング（MD）</p> <p> (2) ビジュアルプレゼンテーション（VP）</p> <p> (3) ポイントオブセールスプレゼンテーション（PP）</p> <p> (4) アイテムプレゼンテーション（IP）</p> <p> 1 販売促進の方法及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p> 2 販売促進に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有す ること。</p> <p> (1) 販売計画 (2) 催事計画 (3) その他</p> <p> 次に掲げる商品装飾展示が行われる業態、業種及びそれらの特徴 について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) ショッピングセンター (2) 百貨店</p> <p> (3) スーパー (4) 専門店 (5) 一般小売店</p> <p> (6) メーカー及び問屋 (7) その他</p> <p> 次に掲げる展示場所の種類、特徴及び使用方法について一般的な 知識を有すること。</p> <p> (1) ショーウインドウ (2) ステージ (3) 壁面</p> <p> (4) 柱 (5) シーリング（天井空間） (6) テーブル</p> <p> (7) ショーケース (8) 棚 (9) ゴンドラ</p> <p> (10) ワゴン (11) その他</p> <p> 売場の構成及び機能に関し、次に掲げる事項について概略の知識 を有すること。</p> <p> (1) 売場構成に関する事項</p> <p> イ 什器 ロ 器具 ハ 照明 ニ 小道具</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 商品装飾展示法</p> <p>商品装飾展示の基礎知識</p> <p>商品装飾展示のデザイン</p> <p>商品装飾展示に使用する用具、用材の種類、用途及び使用方法</p> <p>装飾展示の方法</p>	<p>(2) 売場機能に関する事項 イ 導線 ロ 配置 ハ 空間構成</p> <p>1 商品装飾展示の用語について詳細な知識を有すること。 2 商品特性について一般的な知識を有すること。 3 商品装飾展示の基礎知識に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 消費動向 (2) ライフスタイル (3) ファッション動向 (4) 購買行動</p> <p>1 デザインの基礎に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 造形の要素 (2) 造形の様式 (3) 色彩の機能及び効果 (4) 照明の機能及び効果 (5) 視覚の法則</p> <p>2 プラン及びデザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) プラン及びデザインに関する図面の読図 (2) 使用記号 (3) 商品特性の表現 (4) イメージスケッチ (5) 作業プランの作成及び段取り (6) 見積り (7) 商品等のセレクト</p> <p>1 次に掲げる商品装飾展示に使用する用具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) ガンタッカー (2) ニッパー (3) ペンチ (4) 金づち (5) はさみ (6) カッター (7) メジャー (8) ピンクッション (9) スケッチ用具 (10) その他</p> <p>2 次に掲げる商品装飾展示に使用する用材の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) ピン (2) テグス (3) 接着剤 (4) テープ (5) クリップ (6) 紙 (7) その他</p> <p>次に掲げる装飾展示の方法について詳細な知識を有すること。 (1) ピニング (ピンワーク、ピンナップ) (2) テグスワーク (3) パディング (4) ハンギング (5) レイダウン (置き方) (6) 包装 (7) その他のフォーミング</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 材 料 商品装飾展示に使用する材料の種類、用途及び使用方法</p> <p>4 関係法規 消防法関係法令、著作権法関係法令及び製造物責任法関係法令のうち、商品装飾展示に関する部分</p> <p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 商品装飾展示作業 デザイン 装飾展示</p>	<p>次に掲げる商品装飾展示に使用する材料の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 布 (2) リボン (3) ロープ (4) 紙 (5) その他</p> <p>1 デザインの知的財産権について一般的な知識を有すること。 2 次に掲げる法令のうち、商品装飾展示に関する部分について一般的な知識を有すること。 (1) 製造物責任法 (2) 消防法</p> <p>1 商品装飾展示作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 用具の危険性及び取扱い方法 (2) 作業手順 (3) 作業開始時の点検 (4) 整理整頓及び清潔の保持 (5) 事故時等における応急措置及び退避 (6) その他商品装飾展示作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（商品装飾展示作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>商品装飾展示のデザインができること。</p> <p>1 商品特性に基づくプレゼンテーションができること。 2 ピニング（ピンワーク、ピンナップ）、テグスワーク、パディング、ハンギング、レイダウン、その他のフォーミング等による商品のビジュアルプレゼンテーションができること。</p>

3 3級商品装飾展示技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

商品装飾展示の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 商品装飾展示一般</p> <p>ビジュアルマーチャンダイジ ジ ング</p> <p>商品の販売促進計画</p> <p>商品装飾展示が行われる業 態、業種及びそれらの特徴</p> <p>展示場所の種類、特徴及び 使用方法</p> <p>売場の構成及び機能</p> <p>2 商品装飾展示法</p> <p>商品装飾展示の基礎知識</p>	<p>ビジュアルマーチャンダイジ ジ ング（VMD）に関し、次に掲げる 事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ビジュアルプレゼンテーション（VP） (2) ポイントオブセールスプレゼンテーション（PP） (3) アイテムプレゼンテーション（IP）</p> <p>販売促進の方法及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>次に掲げる商品装飾展示が行われる業態、業種及びそれらの特徴 について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ショッピングセンター (2) 百貨店 (3) スーパー (4) 専門店 (5) 一般小売店 (6) メーカー及び問屋 (7) その他</p> <p>次に掲げる展示場所の種類、特徴及び使用方法について一般的な 知識を有すること。</p> <p>(1) ショーウインドウ (2) ステージ (3) 壁面 (4) 柱 (5) シーリング（天井空間） (6) テーブル (7) ショーケース (8) 棚 (9) ゴンドラ (10) ワゴン (11) その他</p> <p>売場の構成及び機能に関し、次に掲げる事項について概略の知識 を有すること。</p> <p>(1) 器具 (2) 小道具 (3) 導線</p> <p>1 商品装飾展示の用語について詳細な知識を有すること。 2 商品特性について一般的な知識を有すること。 3 商品装飾展示の基礎知識に関し、次に掲げる事項について概略 の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>商品装飾展示のデザイン</p> <p>商品装飾展示に使用する用具、用材の種類、用途及び使用方法</p> <p>装飾展示の方法</p>	<p>(1) 消費動向 (2) ライフスタイル (3) ファッション動向 (4) 購買行動</p> <p>1 デザインの基礎に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 造形の要素 (2) 色彩の機能及び効果 (3) 照明の機能及び効果</p> <p>2 プラン及びデザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) プラン及びデザインに関する図面の読図 (2) 使用記号 (3) 商品特性の表現</p> <p>1 次に掲げる商品装飾展示に使用する用具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) ガンタッカー (2) ニッパー (3) ペンチ (4) 金づち (5) はさみ (6) カッター (7) メジャー (8) ピンクッション (9) スケッチ用具 (10) その他</p> <p>2 次に掲げる商品装飾展示に使用する用材の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) ピン (2) テグス (3) 接着剤 (4) テープ (5) クリップ (6) 紙 (7) その他</p> <p>次に掲げる装飾展示の方法について一般的な知識を有すること。 (1) ピニング (ピンワーク、ピンナップ) (2) テグスワーク (3) パディング (4) ハンギング (5) レイダウン (置き方) (6) 包装 (7) その他のフォーミング</p>
<p>3 材 料</p> <p>商品装飾展示に使用する材料の種類、用途及び使用方法</p>	<p>次に掲げる商品装飾展示に使用する材料の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 布 (2) リボン (3) ロープ (4) 紙 (5) その他</p>
<p>4 関係法規</p> <p>著作権法関係法令及び製造物責任法関係法令のうち、商品装飾展示に関する部分</p>	<p>1 デザインの知的財産権について概略の知識を有すること。 2 製造物責任法（商品装飾展示作業に関する部分に限る。）について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>商品装飾展示作業</p> <p>装飾展示</p>	<p>1 商品装飾展示作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 用具の危険性及び取扱い方法</p> <p>(2) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(3) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(4) その他商品装飾展示作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（商品装飾展示作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 商品特性に基づくプレゼンテーションができること。</p> <p>2 ピニング（ピンワーク、ピンナップ）、テグスワーク、パディング、ハンギング、レイダウン、その他のフォーミング等による商品の基礎的なビジュアルプレゼンテーションができること。</p>

